

自賠責制度広報・啓発期間について

～期限切れてない? 「自賠責」保険共済～
自賠責保険(共済)未加入での運行は法令違反です



期限切れてない?

『自賠責』保険共済

自賠責保険(共済)未加入での運行は法令違反です

安心町に12-34

電動キックボードは、道路通行用自転車等に該当します。電動キックボードを運転する際にも、自賠責保険・共済への加入が必要です。

自賠責って?
「自賠責」は、交通事故の被害者を救済するとともに、万が一加害者となってしまった場合に備えるための保険です。もしも、「自賠責」に加入しないで人身事故を起こすと、多額の損害賠償金を自分で支払わなければなりません!

自賠責の加入は簡単です
各損害保険会社・共済協同組合・農業協同組合や保険(共済)代理店、クルマ・バイクの販売店等で簡単に加入できます! 250cc以下のバイク(原付含む)なら、一部のコンビニやインターネットでも、簡単な手続きで加入できます!

チェック! 自賠責の有効期限
250cc以下のバイク(原付含む)はナンバープレートにステッカーの有効期限をチェック(ステッカーの色は金? 青? 赤? などによって異なります)。

詳しくは...
自賠責ポータルサイト <http://www.jibai.jp>
無保険(共済)車・無車検車をみかけたら... https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk5_000012.html

国土交通省
一般社団法人 日本損害保険協会 一般社団法人 外国損害保険協会 一般社団法人 日本損害保険代理店協会 JJA共済 共済共済(共済) 金共済 交協連

自賠責保険・自賠責共済

国土交通省及び沖縄総合事務局運輸部では、令和3年9月1日から9月30日までの1ヶ月間を「自賠責制度広報啓発期間」と位置付け、自賠責制度の重要性や役割、無保険車運行の違法性等について広報・啓発活動を実施し、自賠責保険への加入促進を図っています。

また、年間を通して監視活動を行い、警察と連携した街頭取締り活動も行っています。

し、有効期限切れやステッカー(自賠責保険 標章)の表示がなされていない原動機付自転車や軽二輪車に対し、「通知書」を交付し加入状況を確認させるなどの注意喚起をします。軽二輪・原動機付自転車は車検制度が無く、自賠責保険・共済の有効期限切れに気付かずに使用されることが見受けられます。

令和2年度は、37,615台中、1,671台に自賠責保険の有効期限切れの疑いがあるとして、「通知書」を交付しました。

自賠責保険 共済制度について、従前より広報・啓発に努めているものの、依

○「自賠責」への加入は、クルマやバイクを持つ人、使用する人、すべての人の義務です。

「自賠責」は、交通事故の被害者を救済するとともに、万が一加害者となってしまった場合に備えるための保険です。「自賠責」加入は強制です。でも、簡単に加入できます。250CC以下のバイクは、一部のコンビニやインターネットでも、簡単な手続きで加入ができます。

もし、「自賠責」に加入せずに運行した場合には...
1年以下の懲役または50万円以下の罰金、および違反点数6点となり、免許停止の処分の対象となります。

詳しくは...
<https://www.jibai.jp>

自賠責ポータルサイト 検索



無保険(共済)車・無車検車を見かけたら...

無保険車通報窓口 検索



http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk5_000012.html

然として無保険・無共済車による事故が後を絶たないことから、より積極的に活動することとしております。